



山口労働局



宇部労働基準監督署がある
宇部地方合同庁舎（宇部市）

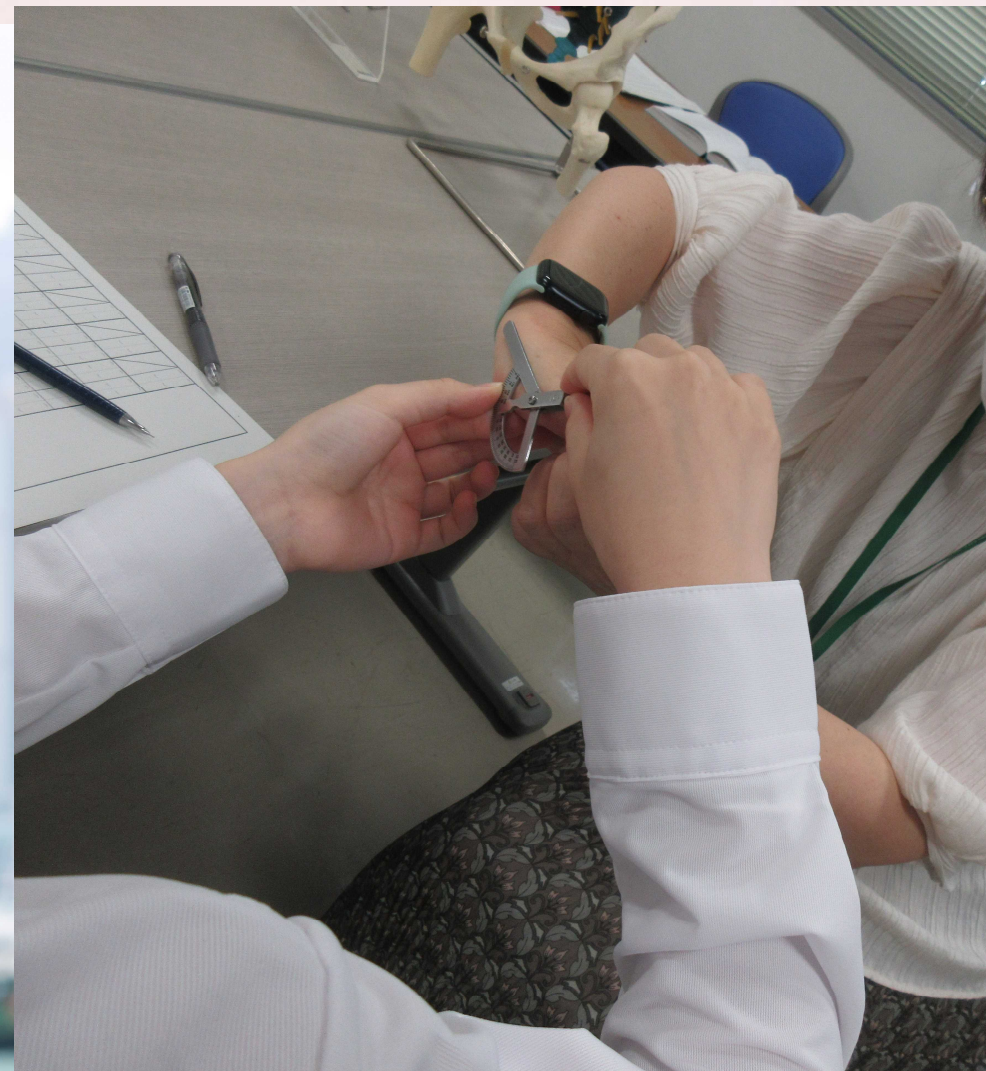
厚生労働事務官
（基準系事務官）

ガイドンスブック

基準系 事務官とは…

都道府県労働局で働く「基準系事務官」は、主に労働基準監督署や労働局の労働基準部において、工作中や通勤中の負傷（けがや疾病）など労働災害に遭われた方やその遺族の方に対して、迅速かつ公正な保護をするため、労災保険給付等に関する相談をはじめ、給付請求書の受理審査の業務を担っています。

※労働局総務部などで、労働局全体の総務・人事や会計、その他の業務に従事することもあります。



山口労働局の労働基準行政

山口労働局には、7つの労働基準監督署があります。



山口労働局がある山口地方合同庁舎（山口市）



山口労働局の施設・機関設置状況（労働基準行政）



山口労働局



労働基準監督署 7 署



岩国労働基準監督署（岩国市）

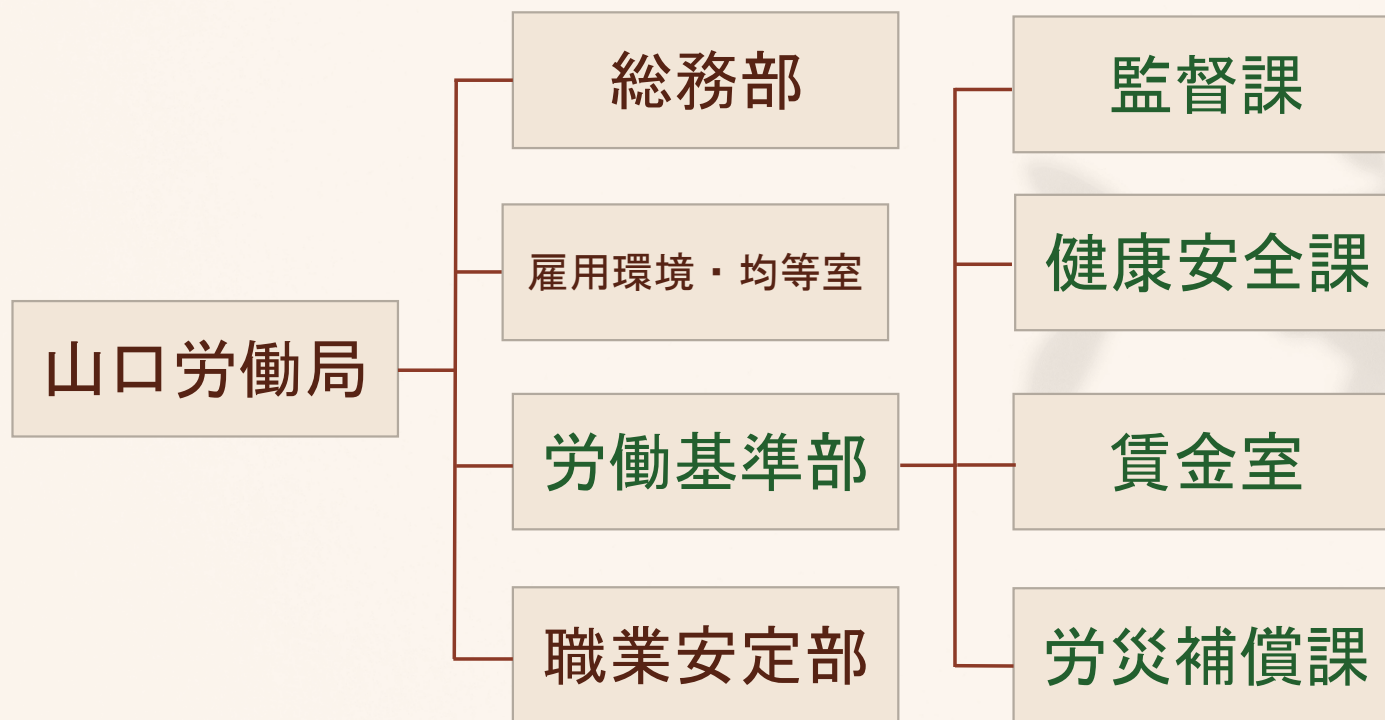


下関労働基準監督署（下関市）

（令和5年4月1日 現在）



山口労働局 組織図



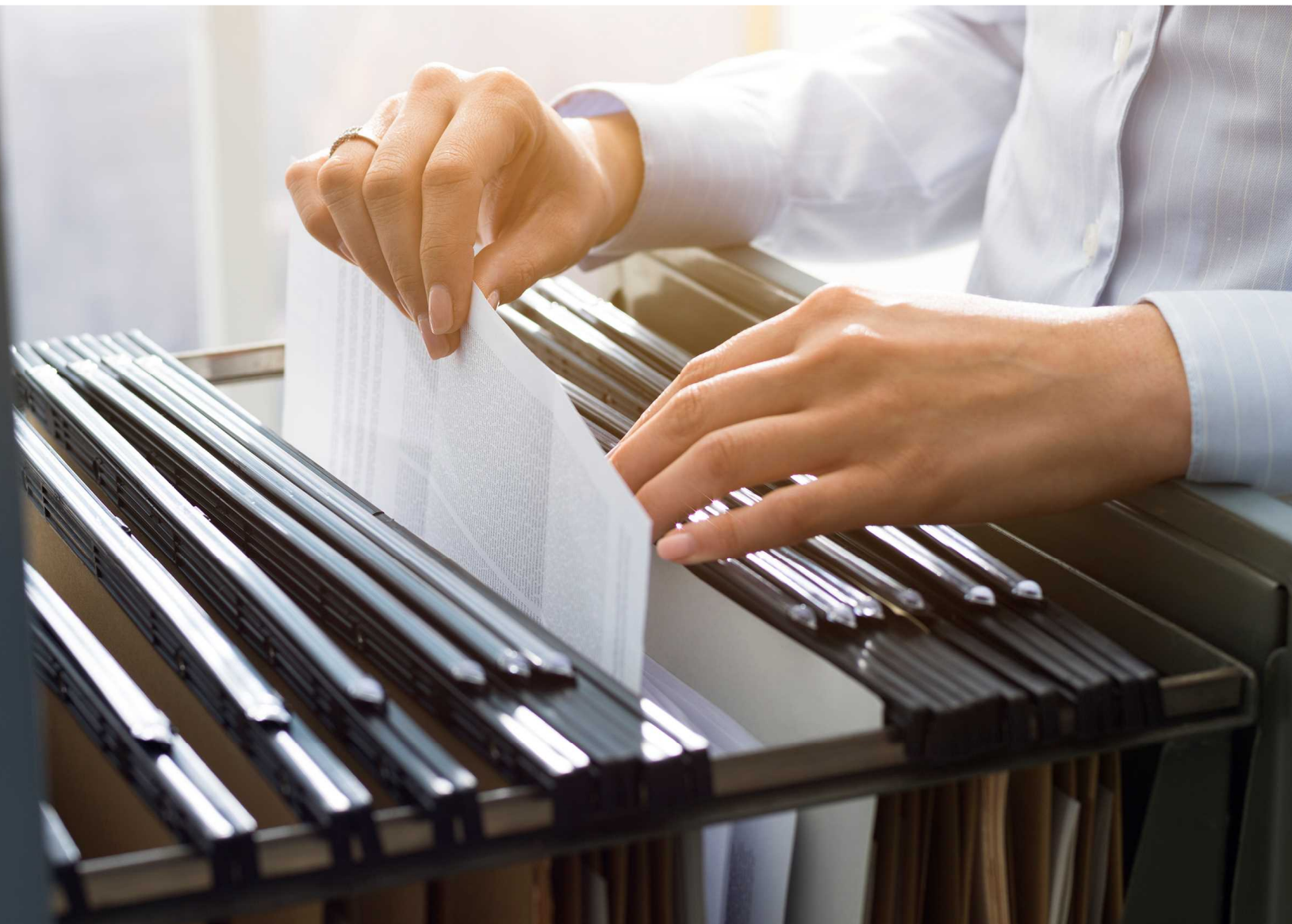
労働基準部以外の部・室の課室は表示を省略しています。

労働基準監督署 組織図（一例）

監督署によっては部署の名称が異なります。
この例では、下関労働基準監督署をモデルにしています。
基準系事務官は、労災課又は業務課に配置されます。



基準系事務官の 業務メニュー



基準系職員が携わる業務（主なもの）

労災給付



適用・徴収



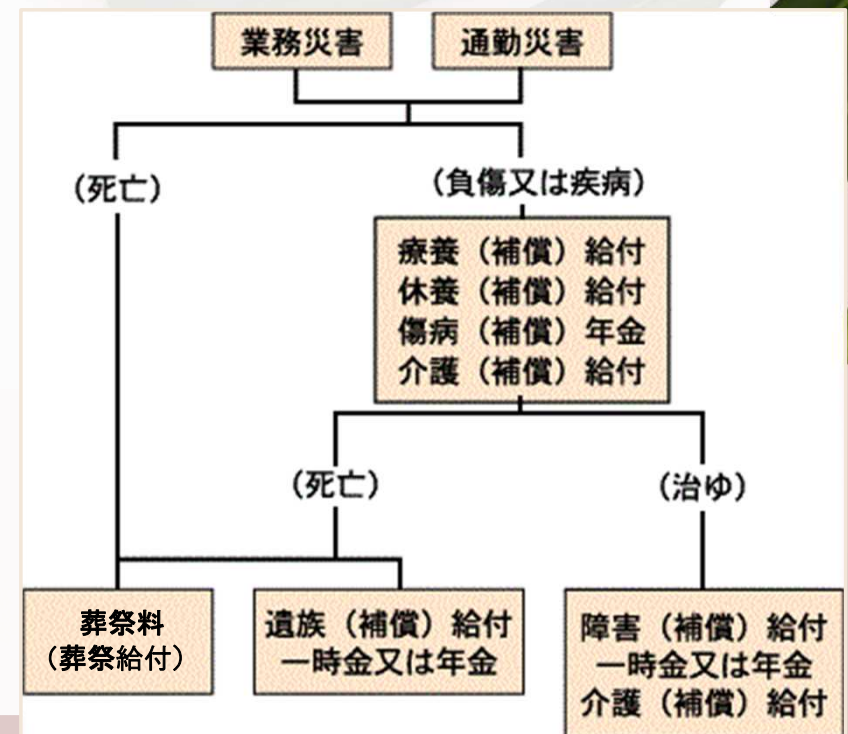
労災給付



- 労災保険制度は、労働基準法で定められた使用者の災害補償責任として創設されました。
- 労働者災害補償保険法に基づき、仕事や通勤が原因で負傷した場合や病気になった場合、さらには命を落とした場合に必要な保険給付を行っています。
- 現在では、その範囲を超えて社会復帰に向けた事業（義肢・義足の支給や遺児の就学費用の援助等）を実施するなど、被災労働者やその遺族の社会福祉も担っています。

労災保険の給付の種類

- 労災保険の給付の種類には、右図のとおりです。
- 労働者が工作中や通勤中に病気やケガをした場合の
治療費用や、療養のために仕事を休み、賃金が支払わ
れない場合の補償など様々なものがあります。



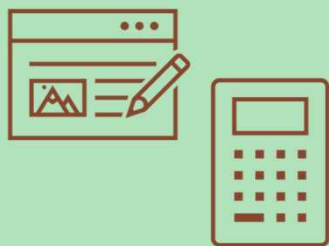
● 労災補償業務における調査については、主に以下のものがあります。

被災労働者等（請求人）から提出された請求書の審査を行い、支給要件を具備しているか確認の上、調査を行います。

- ① 文書照会：請求人に調査項目を記載した書類を郵送し、必要事項を記載した上で返送してもらいます。
返送された書類を見て、疑問点等があれば電話などで確認を行います。
- ② 聴取：請求人に監督署等へ来てもらい、調査項目の聴き取り、その内容を書面にします。書面にした内容は、請求人に確認し、間違いがなければ署名押印を求めます。
- ③ 医師へ確認：労働災害と負傷・疾病との因果関係に確認が必要な場合や障害の状態の詳細を把握する場合等、主治医や専門医に医学的な意見を求めます。



適用・徴収



適用

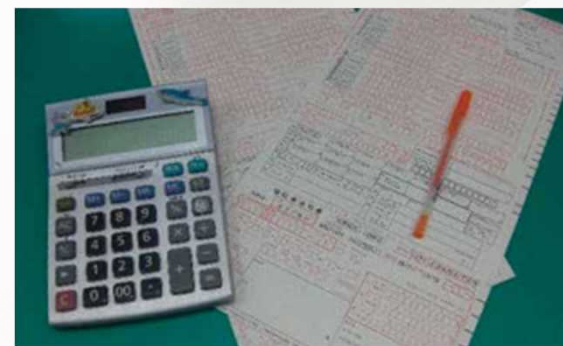
●労働保険は、原則、労働者を一人でも雇用する事業主が必ず加入しなければならない強制保険です。

（労働保険とは、仕事中や通勤中の負傷や疾病に際して給付を受けるための労災保険と、失業した際に失業給付を受けるための雇用保険の総称です。）

●事業主から、事業の内容を確認し、適用する業種を判断するなど、書類の点検を行います。（業種によって、保険料を算出する保険料率が違います。）

徴収

●保険者である国が、労災保険と雇用保険の給付を適切に行うことができるよう、事業主から保険料を徴収します。



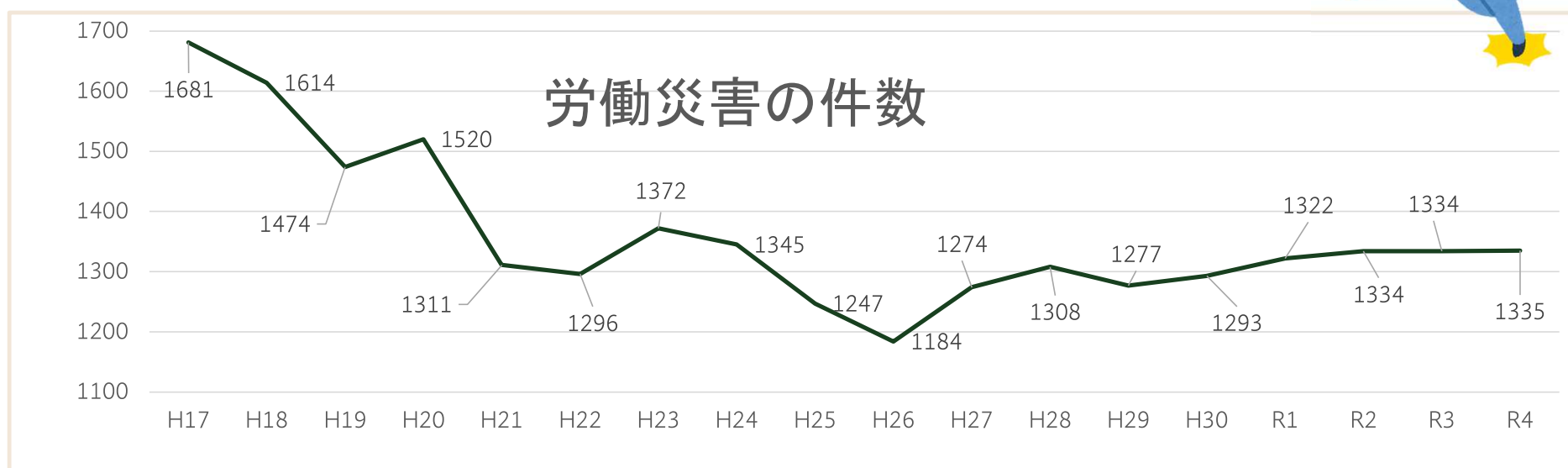
- 労働保険適用・徴収業務は、労働保険の加入手続きや、保険料の申告受付及び徴収の業務を主に行っています。

他にも、労働保険に加入していない事業場把握し、加入の指導を行う「適用促進」の取り組みや、保険料が適正に申告納付されているか事業場に立入検査を行ったり、保険料を滞納している会社に対し納付に関する指導を行ったりする「適正徴収」の取り組みを実施しています。



労災保険の重要性

労働災害は長い目で見れば減っていますが、まだまだこんなにも沢山の方が災害に遭われています。



これは、山口県内で発生した休業4日以上労働災害（コロナを除く）の件数です。県内だけで見ても、毎年1,000人以上の方が仕事にケガをしています。すなわち労災保険による補償を必要としている方がこれだけいるといえることが言えます。

労災保険はセーフティネット

労働災害に遭われた方の中には会社を休まなければならない方もいます。

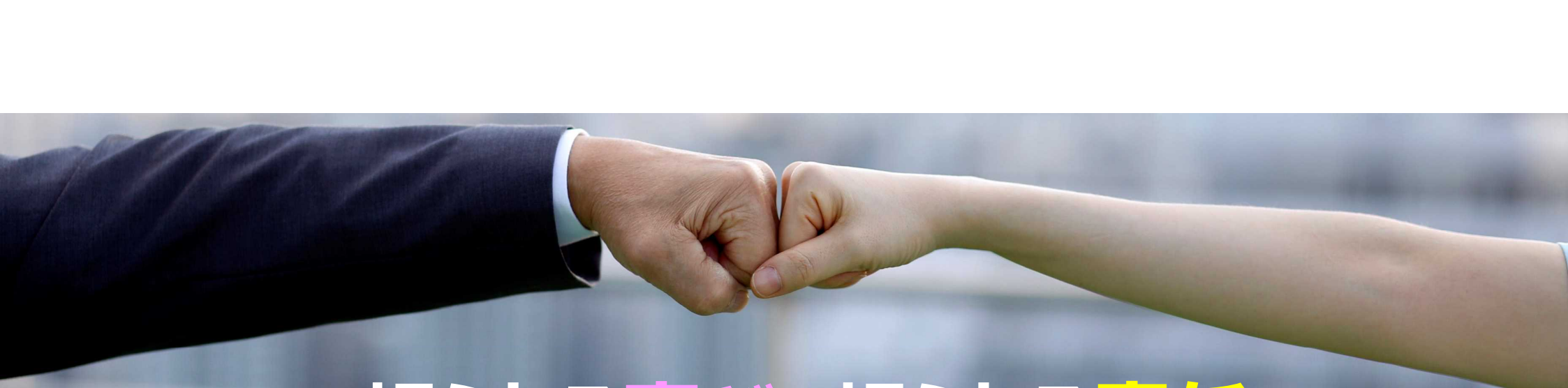
会社を休んでいる間は、収入がなくなってしまう、金銭的に不安定な状態となってしまいます。

労災保険は、保険給付を通じ、こうした方の不安を少しでも和らげるお手伝いをしています。



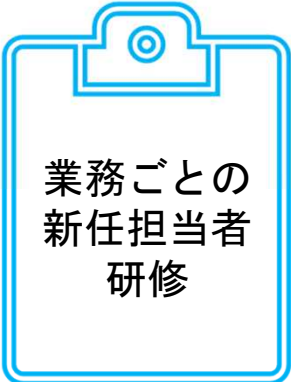
だからと言って、労働局に入る前から何か特別な知識や経験が必要なわけではありません。必要な知識等は、仕事を始めてから研修や上司・先輩などの指導を受けながら、習得していけば大丈夫です。

最初はみんな素人です。



頼られる喜び 頼られる責任

山口労働局では、本省が実施する中央研修以外にも、独自の研修を数多く実施しています。
利用者に頼られる職員の育成に全力を挙げて取り組んでいます。



業務ごとの
新任担当者
研修



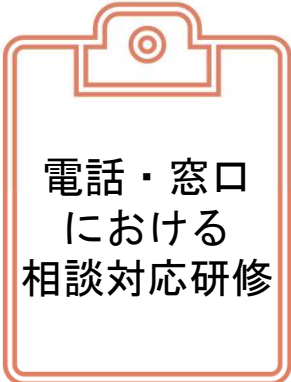
医学研修



聴取書作成
研修



障害認定
研修



電話・窓口
における
相談対応研修

ワーク ライフ バランス



とある労災担当職員の日



17:15 業務終了

基本的に定時で退庁します。残業をすることもあります、遅い時間まで残業することはありません。



8:30 業務開始

始業後、メールのチェックや1日のスケジュールの確認をします。



9:00 電話対応

監督署には、電話などで事業場から労災の請求方法や請求書の記載方法などの問い合わせがあります。

10:00 療養費の審査

病院ごとに担当者を決めています。自分が担当する病院から送られてくる治療費の請求書について、事案ごとに労災として認められるか否か、認められるのであれば、労災保険から支払える範囲等を確認します。



12:00 昼食・休憩

1時間の昼休憩です。
同僚と外食するのもいい気分転換になります。

14:00 障害認定

予定どおり請求人が来署。障害認定の調査を行います。左右の小指の動きを測定し、健康な側と比べ、どのくらいの制限があるかという点を病院で測定した結果と違いがないか確認します。

13:00 障害認定の準備

14時から予定している障害認定の準備をします。事案は労災により右小指の可動域に制限があるというものです。認定に当たり、調べなければならない事項を確認します。



男性で育児休業を取った職員にお話を伺いました。

Q 1 : 育児を取得したきっかけはどのようなものですか？

A 1 : 当時の所属長や上司に妻の妊娠を報告した後、総務課の担当者から育児等の制度の説明を受けたことがきっかけです。

Q 2 : 取得した時期はいつ頃ですか？
また、その時期にした理由は？

A 2 : 育児を取得したのは、令和4年6月から7月にかけて1か月です。
この時期にした理由は、妻が里帰り出産から帰って来る時期だったからです。妻の負担が大きくなると思ったので、少しでも負担を減らしたいと思いました。

Q 3 : 育児を取得したときはどこに所属していましたか？

A 3 : 山口労働基準監督署の労災課に所属していました。異動が決まった際に、上司となる方々に挨拶の連絡をした際に、育児をとりたいと考えている旨を伝えました。



Q 4 : 育休を取得する際に職場のサポートはありましたか？

A 4 : 育休を取る時期が決まり、上司に伝えたところ、すぐに業務の割振りを見直していただき、私が担当する病院から提出される労災の請求書については、他の職員で分担して処理してもらいました。
また、職場の皆さんも快く送り出してくれて、気兼ねなく育休を取ることができました。

Q 5 : 育休を取得していた間、どのようなことをしていましたか？

A 5 : オムツ交換、ミルクの用意、お風呂に入れたり、
寝かしつけなど育児に関することは全部やりました！
育休を取ることで育児に全力で関わることができ、
すごく良い経験ができたと思います。

Q 5 : 他に育児のため利用した制度はありますか？

A 5 : 育休のほか、配偶者出産休暇（2日）と育児参加のための休暇（5日）という特別休暇があり、これらの休暇を取得しました。
育児に向けて様々な準備をすることができました。



基準系事務官 先輩の声

基準系事務官を選んで良かった点は？

- ・ 自分の行った調査を基に、労災認定基準と照らし、労災保険で補償することができるか否か、調査官として意見を述べるところに責任の重さを感じるとともに、やりがいを感じます。
- ・ 実際に労働者の方と関わる機会も多く、毎日刺激を受けながら働くことができます。

R3入省



仕事を始めてから苦労した点は？

- ・ 請求書の種類がたくさんあり、慣れるまで苦労しました。
- ・ 請求人の方が期待していた通りの結果にならなかった場合、納得していただけるように説明することに苦労しました。

自分自身もよく制度を理解して、丁寧に説明することの大切さを理解しました。



R3入省

基準系事務官 先輩からのメッセージ

平成2年入省し、労働局（採用時は労働基準局）に30年以上勤め続けることができました。

仕事を続けてこれたのは、職場の人との関係性が大きかったように思います。どんなことがあっても一人で抱え込むことなく、上司や先輩からヒントを貰いながら解決できました。

労災補償業務は、労働者がどのような仕事をして、どのような作業を行い、そこにどのような危険行為があり災害が発生したか、事故現場を見たり、労働者本人や事業主などから話を聞くことも有力な情報となります。収集した情報に矛盾はないか分析し、認定基準に当てはまるか否かを判断します。

調査では、死亡労働者の遺族と面談することもあります。遺族は生前のことを思い出し、涙を流すことも少なくありません。遺族の方々は、死亡労働者を偲んで泣いているだけではなく、残された家族がこの先どうやって生活していけるのか、大きな不安も抱えています。自分の仕事が、このような方々の不安を少しでも取り除くことができると思えることは、心の拠り所です。

～受験者の皆さんへ～

「時間を上手に使える」ということはとても大切なことだと思います。1日に与えられた時間には限りがあります。時間に限りがあることを意識し、やらなくてはいけないことの優先順位をつけるように意識してみましょう。一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

厚生労働省 山口労働局



ひと、暮らし、
みらいのために

Ministry of Health, Labour and Welfare



山口労働局HP
採用ページ

www.mhlw.go.jp



山口労働局
Facebook

2023.Jun